

令和4年度千葉県環境影響評価委員会懇談会 会議録

1 日 時

令和5年2月17日（金） 午後1時30分から午後2時40分まで

2 場 所

千葉県庁本庁舎5階 大会議室

3 出席者

委 員：葉山委員長、菊地副委員長、
中井委員、齋藤委員、大瀧委員、八田委員、安立委員（7名）

事務局：環境生活部 石崎次長、江利角環境対策監
環境政策課 寺本課長、渡邊副課長、久保田班長、
石橋主査、岩城副主査

傍聴人：2名

4 議 題

日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価準備書について

5 結果概要

事務局及び事業者から資料に沿って説明があり、審議が行われた。

なお、出席委員数が定足数を満たしていないため、意見を伺うための会合として開催した。

審議等の詳細については別紙のとおり。

[資料]

資料1 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価手続の状況等について

資料2 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価準備書 事業者説明資料

別紙 審議等の詳細

議題 日曹金属化学株式会社千葉工場 分解炉・廃熱回収ボイラー更新事業に係る環境影響評価準備書について

○事務局より資料1について説明。

質疑なし。

○事業者（日曹金属化学株式会社）より資料2について説明。

（委員）

分解炉の昇温過程について伺いたい。また、炉内が1,000度に至らない間における硫酸の分解状況はどうか。

（事業者）

定常稼働時の炉内は常に1,000度を保った状態である。定期修繕時に火を止めて再度加熱する際は、灯油を燃焼させて昇温させる。炉内が1,000度になった上で廃硫酸を燃焼させるという運用である。

（委員）

既施設はすぐに解体を行わないということであるが、新施設の稼働後は使用しないという理解でよいか。

（事業者）

既施設は新施設稼働後に停止させ、新施設との同時稼働は行わない。

（委員）

分解炉はどのような状態になった場合に更新が必要となるのか。

（事業者）

分解炉内部のレンガや外側の鉄材の劣化、破損により亜硫酸ガスが漏洩する等により、災害及び環境に害を及ぼすリスクがあると判断した場合に更新するものである。

（委員）

排水のpHはどのように調整するのか。

（事業者）

pH調整槽に排水を集めて、苛性ソーダで中和する。

(委員)

基礎工事の際、掘削深度はどの程度か。

(事業者)

2メートル程度である。

(委員)

共用時における廃棄物の処理について、ロータリーキルンの話が出ていたが、ロータリーキルンによる廃棄物の処理とはどの過程であるか。

(事業者)

千葉工場から発生した燃え殻やフィルタープレスの固形分の処理に当たり、これらを当社会津工場へ運搬し、ロータリーキルンを用いて減容化してから最終処分を行っている。

(委員)

処理能力の変更理由について、詳細を説明願いたい。

(事業者)

新設施設的能力は既設施設と同じであるが、既設施設における法令上の届出数値において、廃棄物処理法と大気汚染防止法とで一部不整合があり、この整合を図った結果、準備書段階で処理能力の表記を変更することとなった。但し、実質の処理能力及び廃棄物搬入量等は既存施設と同じであり、当該変更による環境影響の変化はない。

(委員)

基礎工事に伴い生じる掘削土は全量埋め戻す計画となっているが、工事中、掘削土は一時的に場内に仮置きすることになるのか。準備書にある場内の写真や図を見ると仮置きするスペースがあるのか疑問である。

(事業者)

場内に仮置きする計画である。仮置きした土砂については場外へ流出しないよう対策を講じる予定である。

(委員)

新設施設は既設施設と比較し性能は向上するのか。環境負荷の低減に寄与するような違いは何かあるのか。

(事業者)

処理能力や構造、仕様等、基本的に変更はない。但し、付帯設備について省エネ機器の導入や炉体の断熱強化等により、環境負荷の低減に繋がるものと考え

ている。

(委員)

建設工事期間における降下ばいじんの予測結果について、東側敷地境界上の最大値地点と東側歩道上の最大値地点を比較すると数値の差が大きいが、東側敷地境界上ではこれほど粉じんが発生するのか。

また、環境保全措置として設置を予定する防塵フェンスはどのようなものを想定しているか。

(事業者)

予測は基本的に撤去工事や基礎工事を対象としているが、敷地境界東側の予測地点は工事範囲から近いところで13m程度しか離れていないこともあり、高い値となっている。それに対し、鉄道を挟んだ歩道上では、100m以上距離が離れているため予測結果に差が生じている。

防塵フェンスについては、撤去・基礎工事時期に敷地境界東側へ概ね2m程度のフェンスを設置することを計画している。

(委員)

施設の稼働に伴う騒音の現地調査結果について、夜間で規制基準を上回る結果となっているが、これは既設施設の騒音に加えて、他の工場騒音も影響しているものという理解でよいか。一方、予測においては、自社工場からの騒音のみを計算して予測を行っているのか。

(事業者)

周辺工場や交通量の多い幹線道路等の影響もあり、騒音のベースは高い地域である。但し、自社工場停止時の調査結果では規制基準を満足しており、予測においては、これをベースに既存工場内で稼働する主要な設備機器の原単位調査を行った上で、新設する分解炉・ボイラー等の設備機器に加え予測条件を設定し、将来における工場騒音を予測している。

(委員)

大気質の現地調査について、事業区域内の風向・風速はどのくらいの高さで測定しているか。

(事業者)

工場内は構造物が多く、地上気象観測指針に定められた、開けており構造物の影響を受けない場所がなかったため、既存工場内にあるタンクの上部に風向風速計を設置し、その高さは約13m程度である。

(委員)

降下ばいじん量の予測結果で秋季及び冬季が高い値となっていることについて

て、これは工事により粉じんが発生することと風向風速の現地調査結果が秋季及び冬季において卓越していたことによるものとの理解でよいか。

(事業者)

ご認識のとおりである。

(委員)

降下ばいじん量の予測結果における最大濃度着地点付近に住居等はないものの、工場内の作業員への影響は懸念されるところである。適宜散水を行うなど、計画的に飛散防止対策を行い、人体への影響がないよう進めてほしい。

(事業者)

工事中は、散水の実施など環境保全措置を徹底する。

(委員)

窒素酸化物濃度の自主基準値を 15ppm から 45ppm に変更した理由を詳しく説明願いたい。

(事業者)

方法書の段階では、既存施設の大気汚染防止法の届出数値に合わせて 15ppm と記載していたが、既存施設のモニタリング調査結果も踏まえて当社が現実的に維持管理可能な値に見直した。45ppm の根拠としては、近年の最大実測濃度に安全率を乗じた形で算出した。この安全率とは、最大実測濃度の時の廃酸処理量と最大処理量の比率を勘案して設定している。

(委員)

確認であるが、施設の稼働時間が 24 時間と記載されているが、現状も 24 時間であり新設施設でも変更はないということか。また、車両台数においても変更はないか。

(事業者)

現在も 24 時間稼働であり、そこからの変更はなく、また、車両台数についても同程度となる。

(委員)

特定建設資材の再資源化率を 100% とするとあるが、これは現実的に妥当な再資源化率であるか。

(事業者)

再資源化率は国土交通省の建設リサイクル推進計画に記載されている廃棄物の再資源化率を基に設定している。

(事務局)

補足であるが、再資源化率のカウントには、産業廃棄物処分業者における処理の方法が再資源化であることも含まれる。